

わかばやしたくじ 第5代久留米市長若林卓爾の履歴

会期：令和8年10月2日(金)～29日(木)

久留米市立六ツ門図書館展示コーナー

令和7年8月19日付けで本市が寄贈を受けた若林家資料の中から、若林卓爾(1853～1925)の履歴書1通と辞令2通を初公開します。若林卓爾が第5代久留米市長になるまでの道のりをたどります。

履歴書は、国立公文書館に所蔵されている「福岡県久留米市長後任候補中若林卓爾市長就任の件」に添付されたものとほとんど異同がなく、市長推薦のために用意したものと考えられます。北海道庁及び、内務省からの辞令2通は、履歴書の中にその記録を見ることができます。



(久留米市教育委員会蔵)

●若林卓爾

嘉永6年(1853)、久留米藩士儒者、若林残夢^{さんむ}の長男として莊島町に出生しました。学を父及び池尻葛草^{かつたん}らに、剣を加藤田平八郎に学び、明治2年(1869)より旧佐賀藩士草場船山^{せんざん}の門に入り塾長となりました。

明治6年(1873)の佐賀県を皮切りに、長崎、熊本などの県職を勤め、明治23年(1890)内務属となり、岐阜県の3か所で郡長に任命されました。そして、明治43年(1910)12月、第5代久留米市長となり、瓦斯事業の市営化や鳥飼村の合併などに尽力し、大正5年(1916)12月に退職しました。正六位勲五等。大正14年(1925)1月31日没、享年73。

●第5代久留米市長選考

明治21年(1888)4月に公布された市制(法律第1号)によると、市長は有給官吏で、その任期は6年、市会が推薦する3人の候補者の中から内務大臣が上奏して裁可を仰ぎ、裁可されないときは、裁可されるまで再推薦しなければならないというものでした。

明治43年(1910)12月、第4代市長の病気退任に伴い、後任の選考が始まりました。若林卓爾、日高常次郎、田中順信^{ゆきのぶ}の3人が市会により推薦され、第一選の若林卓爾が上奏、裁可され、第5代久留米市長となりました。

No.1 履歴書

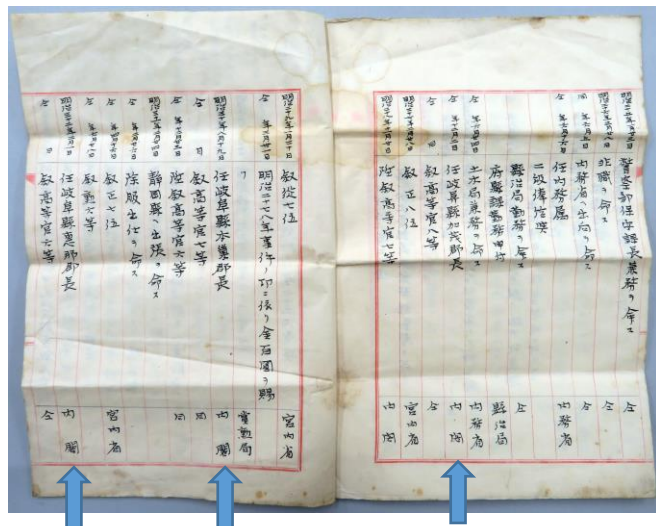
履歴書には

「任岐阜縣加茂郡長 内閣」

「任岐阜縣本巢郡長 内閣」

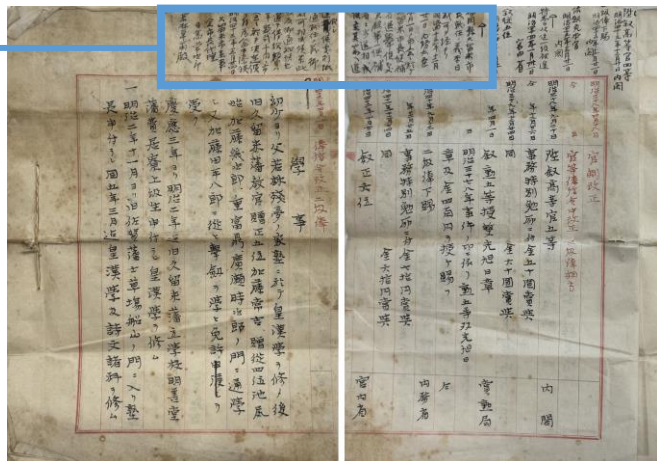
「任岐阜縣恵那郡長 内閣」とあります。

当時の郡長は官吏で、内閣からの任命でした。



●履歴書

最後の2ページの欄外に、裁可を受けた際の報告が書かれています。

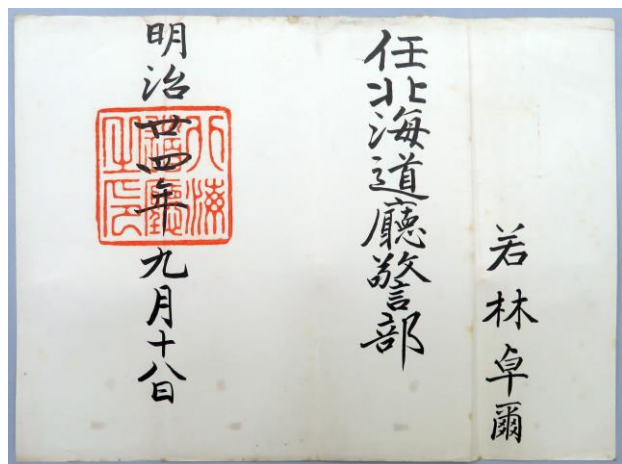


●釈文

福岡県久留米市長就任の件、本日裁可を得ました。
 明治四十三年十二月廿四日
 内務大臣
 貴殿第一候補者選挙候処、
 者二当選相成
 候条、其筋へ進
 達致シ候処、別紙
 ノ通就任ノ義御
 裁可相成候条、此
 段及御通知候也、
 追テ俸給額ハ、
 年額貳千円ニ市
 会ニ於テ決定候
 二付、為念申添候、
 明治四十三年十二月廿四日
 久留米参事
 会市長代理
 日高栄次郎
 若林卓爾殿

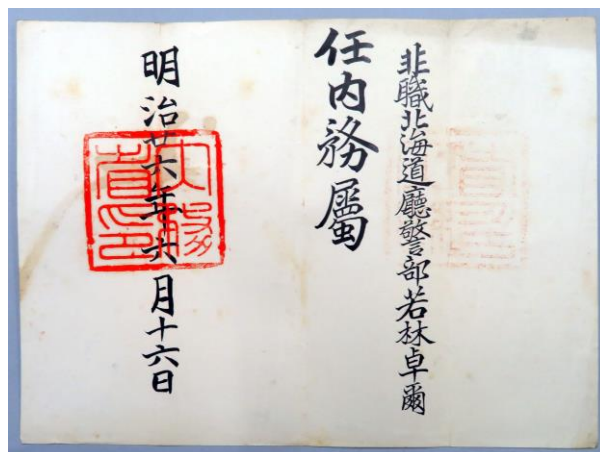
No.2 任北海道廳^{ちやう}警部

明治24年(1891)9月18日付けで出された辞令です。「北海道廳之印」が押されています。



No.3 任内務^{ぞく}屬

明治26年(1893)6月16日付けで出された辞令です。「内務省印」が押されています。



●履歴書

※表中の朱書きは若林卓爾履歴書の原本に基づく

年号月日	西暦	任免賞罰事故	官庁	資料 No
明治6年 1月 13 日	1873	十五等出仕申付	佐賀県	
明治7年 1月 31 日	1874	任史生	佐賀県	
4月 15 日		任権少属	佐賀県	
6月 9 日		当分改正掛申付	佐賀県	
7月 23 日		任少属	佐賀県	
12月 23 日		上局附書記申付 但本務の傍雑務掛担当	佐賀県	
明治9年 4月 13 日	1876	任権中属	佐賀県	
4月 14 日		雑務掛兼職務掛申付	佐賀県	
4月		佐賀県廃される		
4月 27 日		金四十五円 満三ヶ年以上勤続に付下賜	佐賀県	
5月 9 日		当分の内旧事務取扱申付	元佐賀県	
8月 28 日		長崎県より採用来、同県庁へ出頭致すべし	三潞県	
9月 11 日		任長崎県権中属 第一課申付 但上局附書記	長崎県	
10月 28 日		熊本県下騒乱に付土族説諭の為諫早出張申付	長崎県	
11月 13 日		福岡県秋月騒乱に付土族説諭及脱賊捕縛指揮の為佐賀支庁 へ出張申付 但出張中三等警部心得たるべし	長崎県	
明治10年 1月 16 日	1877	参事以下廃される		
1月 31 日		任六等属	長崎県	
2月 3 日		県令随行東京出張申付	長崎県	
2月 20 日		大村平左鹿島出張申付	長崎県	
3月 7 日		熊本県南の関仮庁並戦地出張申付	長崎県	
3月 28 日		至急佐賀出張申付	長崎県	
4月		北島県令随行熊本県征討総監督本営並戦地出張申付	長崎県	
明治11年 7月 27 日	1878	任五等属	長崎県	
9月 10 日		九州地方騒擾の際の尽力に付、賞金八十円下賜	賞勲局	
12月 28 日		任五等警部	長崎県	
明治12年 3月 30 日	1879	任五等属兼五等警部 警察課兼庶務課担当 旧佐賀藩加地子地並旧唐津藩荘屋地詞訟に付内海県令代人 申付	長崎県	
4月 15 日		九州警察会議に付福岡県へ出張申付	長崎県	
12月 5 日		兼取調掛申付	長崎県	

年号月日	西暦	任免賞罰事故	官庁	資料 No
明治 13 年 4 月 24 日	1880	県会掛	長崎県	
7 月 2 日		佐賀警察署長申付	長崎県	
9 月 25 日		免本官専任五等警部	長崎県	
12 月 22 日		任四等警部	長崎県	
明治 14 年 12 月 28 日	1881	警部等級廃される		
明治 15 年 1 月 11 日	1882	任警部 月給金四十円下賜	長崎県	
明治 16 年 1 月 11 日	1883	月俸五円増加	長崎県	
6 月 30 日		佐賀県を置かれる		
7 月 2 日		熊本県より採用に付同県へ出向申付	長崎県	
7 月 14 日		任熊本県三等属 庶務課常務掛兼整理課調査掛担当申付	熊本県	
9 月 21 日		整理課長申付	熊本県	
明治 17 年 5 月 17 日	1884	区長村会規則取調委員申付	熊本県	
5 月 23 日		庶務課調査掛担当申付	熊本県	
6 月 3 日		県会委員副長申付	熊本県	
7 月 14 日		庶務調査掛長申付	熊本県	
9 月 6 日		臨時県会答弁委員申付	熊本県	
明治 18 年 4 月 20 日	1885	内記掛長兼庶務課議事係長申付	熊本県	
12 月 23 日		県令上京に付随行申付	熊本県	
明治 19 年 1 月 20 日	1886	内記課長申付	熊本県	
3 月 10 日		庶務課長申付	熊本県	
4 月 15 日		長崎控訴裁判所へ出張申付 管下山鹿郡上永野村有働武外二名に係る控訴事件に付代理 申付	熊本県	
5 月 10 日		臨時県会答弁委員申付	熊本県	
7 月 12 日		地方官官制改正		
7 月 13 日		二十年度県会答弁委員申付	熊本県	
7 月 27 日		臨時取調委員申付	熊本県	
8 月 20 日		任熊本県属 叙判任官二等 第一部庶務課長申付	熊本県	
明治 20 年 9 月 21 日	1887	第五高等中学校設置区域内各県委員会事務取扱委員を命ず	熊本県	
12 月 24 日		事務勉励に付為慰労金三十円下賜	熊本県	
明治 21 年 1 月 26 日	1888	文官普通試験委員を命ず	熊本県	
4 月 9 日		市町村制取調委員を命ず	熊本県	
5 月 9 日		臨時取調委員を命ず	熊本県	
12 月 25 日		事務勉励に付為慰労金二十五円下賜	熊本県	

年号月日	西暦	任免賞罰事故	官庁	資料 No
明治 22 年 4 月 15 日	1889	市制施行に付市制第二百二十八條に係る事項の施行を命ず	熊本県	
5 月 29 日		長崎控訴院へ出張を命ず	熊本県	
5 月		熊本県皇典講究分所受持委員及委託	皇典講究所 副総裁	
12 月 10 日		上京を命ず	熊本県	
明治 23 年 3 月 24 日	1890	官等俸給金改正に付判任官二等下俸となる		
5 月 23 日		県制郡制実施方法取調委員を命ず	熊本県	
7 月 1 日		兵庫県へ出向を命ず	熊本県	
7 月 14 日		任兵庫県属 叙判任官二等上級俸 第一部文書課長兼庶務課勤務を命ず	兵庫県	
10 月 10 日		地方官官等俸給令改正		
10 月 15 日		依願免本官	兵庫県	
明治 24 年 3 月 31 日	1891	官吏恩給令により恩給証書第六三号年額百七十一円を受ける	内閣	
8 月 25 日		北海道庁より採用の打診と手続きの問合せあり、その旨を正式に通知される	兵庫県	
9 月 18 日		任北海道庁警部 二級俸給与 警察部警務課長を命ず	北海道庁	No.2
明治 25 年 1 月 23 日	1892	警察部保安課長兼務を命ず	北海道庁	
明治 26 年 3 月 28 日	1893	非職を命ず	北海道庁	
6 月 5 日		内務省へ出向を命ず	北海道庁	
6 月 16 日		任内務属 二級俸給与	内務省	No.3
		県治局勤務を命ず	内務省	
		府県課勤務申付	県治局	
6 月 24 日		土木局兼務を命ず	内務省	
12 月 2 日		任岐阜県加茂郡長 叙高等官八等	内閣	No.1
明治 27 年 2 月 28 日	1894	叙正八位	宮内省	
明治 28 年 11 月 20 日	1895	昇叙高等官七等	内閣	
明治 29 年 1 月 20 日	1896	叙従七位	宮内省	
3 月 31 日		明治二十七八年事件の功により金百円を賜う	賞勲局	
明治 30 年 8 月 19 日	1897	任岐阜県本巣郡長 叙高等官七等	内閣	No.1
12 月 23 日		昇叙高等官六等	内閣	

年号月日	西暦	任免賞罰事故	官庁	資料 No
明治 31 年 2月 24 日	1898	静岡県へ出張を命ず		
2月 26 日		除服出仕を命ず		
4月 16 日		叙正七位	宮内省	
7月 28 日		叙勲六等		
明治 32 年 2月 1日	1899	任岐阜県恵那郡長	内閣	No.1
		叙高等官六等		
4月 8日		岐阜県加茂郡長在職中の部下が三十七八年戦役功労者及びその遺族に下賜された軍事公債証書と貯金通帳を窃取されたことに気づかなかったため、罰俸月額十分の二を科す		
明治 33 年 4月 30 日	1900	土木事務視察として海津郡及び三重県桑名町へ出張を命ず		
明治 35 年 4月 15 日	1902	二級俸下賜	内務省	
明治 36 年 12月 25 日	1903	事務特別勲励に付金六十円賞与		
明治 37 年 8月 29 日	1904	叙従六位		
12月 26 日		事務特別勲励に付金六十五円賞与		
明治 38 年 4月 18 日	1905	官制改正		
		官等俸給令中改正 一級俸相当		
9月 20 日	1905	昇叙高等官五等	内閣	
11月 26 日		事務特別勲励に付金五十円賞与		
明治 39 年 12月 24 日	1906	事務特別勲励に付金六十円賞与		
4月 1日		叙勲五等授双光旭日章 明治三十七八年事件の功により勲五等双光旭日章及金四百円を授ける	章勲局	
明治 40 年 9月 13 日	1907	二級俸下賜	内務省	
12月 25 日		事務特別勲励に付金七十円賞与		
明治 41 年 12月 24 日	1908	事務特別勲励に付金六十円賞与		
明治 42 年 10月 20 日	1909	叙正六位	宮内省	
明治 43 年 4月 1日	1910	俸給令改正二級俸		